

○ 農業近代化資金金融通法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、これらの者、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過半を抛出している法人で、政令で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金（畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他の施設の改良、造成、復旧又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要するもの、乳牛その他の家畜の購入又は育成に要するもの及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>一 一農業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては十五億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、同項第一号に掲げる者で政令で定めるものに貸し</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過半を抛出している法人で、政令で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金（畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他の施設の改良、造成、復旧又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要するもの、乳牛その他の家畜の購入又は育成に要するもの及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>一 一農業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては十五億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、同項第一号に掲げる者で政令で定めるものに貸し</p>

付ける場合にあつては七億円（特別の理由がある場合において農
林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、その他の
場合にあつては二億円の範囲内で政令で定める額以内のものであ
ること。

二〇四（略）

付ける場合にあつては二億円（特別の理由がある場合において農
林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、その他の
場合にあつては四千万円の範囲内で政令で定める額以内のもので
あること。

二〇四（略）